

## 全員提出する書類があります

ご提出頂かないと、

# 就学支援金の審査が できなくなります！

### ◆ 次の書類を、事務室に提出してください。

- 1 課税地等確認書
- 2 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本  
※ 令和4年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの

ご提出いただいた書類は、令和4年7月～翌年6月分の就学支援金の審査に使用します。  
確認書に記載誤りがあると、審査が遅れる原因となります。

#### ◇ 特に次の確認項目は、正確に記載してください。

- ・ 現在の保護者
- ・ 令和4年1月1日時点の保護者の住所地
- ・ 令和4年1月1日時点の保護者の生活保護受給状況

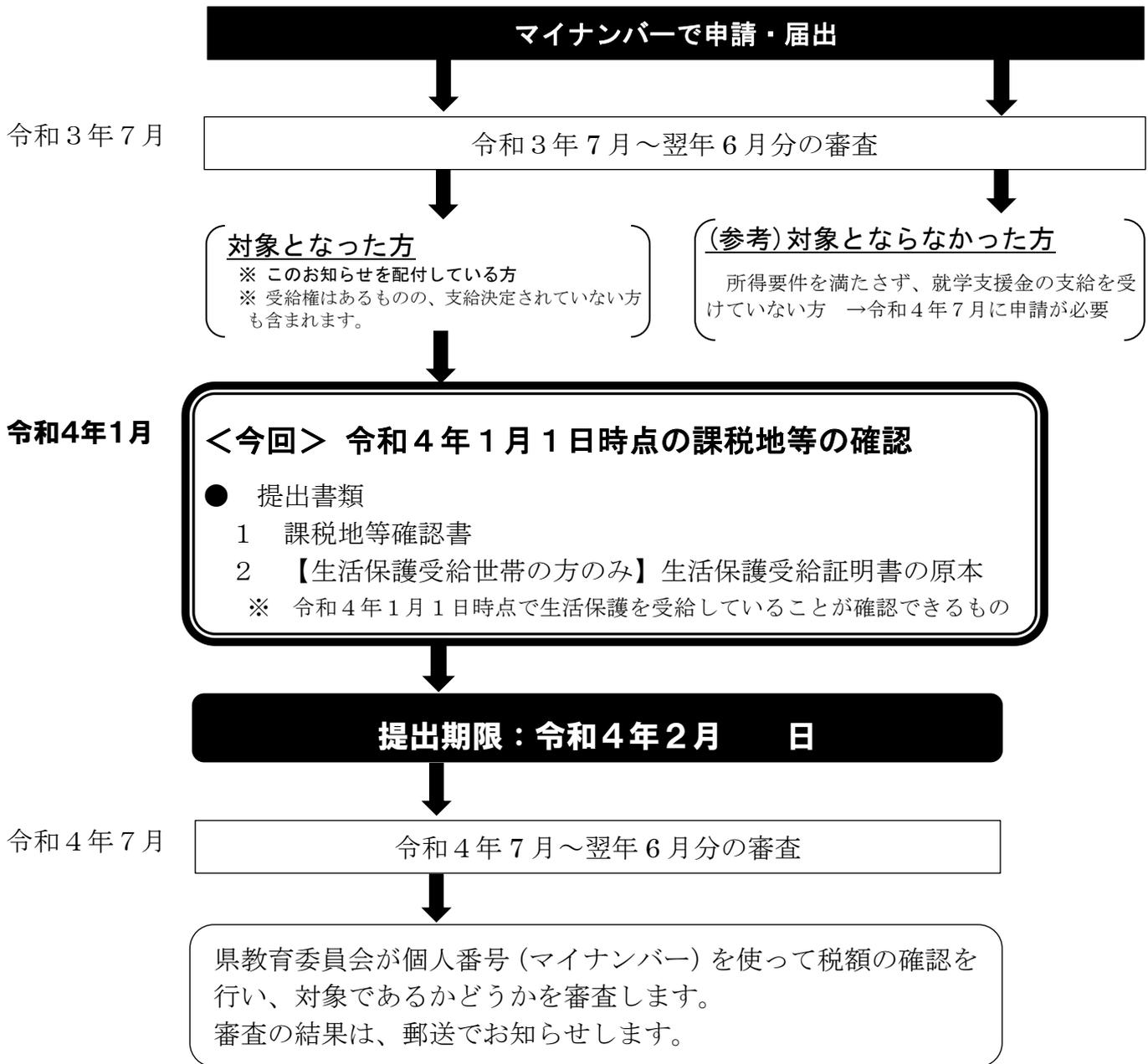
### ◆ 令和3年の所得について、税申告が必要です。

- ◇ 税申告が必要な方は、申告期限までに必ず手続きを済ませてください。  
令和4年度の税額（令和3年1月1日～12月31日の所得）で審査します。  
令和4年7月頃にマイナンバーにて税情報の取得を行いますが、その時までに税申告が済んでおらず、税額が決定していない場合は、就学支援金の審査ができません（支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します）。

### ◆ 次の場合は、必ず事務室にご連絡ください。

- ◇ 保護者（親権者）に変更がある場合  
保護者の離婚・養子縁組（再婚）・死別等により、保護者に変更が生じた場合は、変更が生じた月の末日までに手続き（書類の提出）が必要です。  
提出期限までに手続きがなかった場合、就学支援金の支給決定ができない（授業料の支払いが発生する）場合があります。
- ◇ 住所に変更がある場合  
手続き（書類の提出）が必要です。

# ◆ 就学支援金（令和4年7月～翌年6月分）のスケジュール



## （参考）就学支援金制度とは？

### ◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

### ◇ 対象となる世帯は？

次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、**30万4,200円未満（年収約910万円未満）**の方

**【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

# 課税地等確認書(令和4年1月1日時点)

全員提出

クラス等 年 組 番 ふりがな 生徒氏名  
〒 住所 日中連絡が取れる電話番号

## 注意事項

- 確認事項の番号に沿って記入してください。
- 保護者による代筆も可能です。

## 確認事項1

基準日時点の保護者(親権者)を記載してください。

※ ひとり親の場合は、保護者1のみ記載してください。

※ 就学支援金の申請・届出内容の確認、令和4年7月以降の審査に使用します。

基準日	確認項目	保護者 1		保護者 2	
現在 (記載日時点)	生徒との続柄				
	<small>ふりがな</small> 保護者氏名				
令和4(2022)年 1月1日時点	住所地	都道 市区	都道 市区	都道 市区	都道 市区
		府県 町村	府県 町村	府県 町村	府県 町村
	生活保護	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中

日本国内に住所を有していない  日本国内に住所を有していない

生活保護受給中  生活保護受給中

生活保護受給証明書も併せてご提出ください。

## 確認事項2

「令和3年7月1日時点」と「現在(記載日時点)」の保護者は、同じですか？

同じです。

本用紙をご提出ください。  
なお、保護者変更が生じた場合は、別途手続きが必要です。変更が生じた場合は、必ず事務室にご連絡ください。

離婚・養子縁組(再婚)・死別等により、変更がありました。

確認事項3 を記載してください。

## 確認事項3

保護者の変更日を記載してください。 変更日： 年 月 日

※ この保護者変更について、手続きが済んでいない場合は、後日学校からお知らせします。

(学校使用欄) これより下は、学校で使用します。記載しないでください。

マイナンバー	審査結果 (2021.7~2022.6)	保護者変更	現時点	2022.7~
あり	認定・一時差止	なし	処理なし	届出省略
	不認定・所得制限・申請情報なし	あり	届出必要	審査結果次第
なし	認定・一時差止・不認定・所得制限・申請情報なし	-	-	申請・届出必要

学校受付日： 年 月 日

## 課税地等確認書のチェックポイント

### 課税地等確認書(令和4年1月1日時点) 全員提出

クラス等 年 組 番 ふりがな 生徒氏名

**住所** 日中連絡が取れる電話番号

**注意事項**

- 確認事項の番号に沿って記入してください。
- 保護者による代筆も可能です。

**確認事項1**

基準日時点の保護者(親権者)を記載してください。  
※ ひとり親の場合は、保護者1のみ記載してください。  
 ※ 就学支援金の申請・届出内容の確認、令和4年7月以降の審査に使用します。

基準日	確認項目	保護者1	保護者2
現在 (記載日時点)	生徒との続柄		
	<small>ふりがな</small> 保護者氏名		
令和4(2022)年 1月1日時点	住所地	都道府県 市区町村	都道府県 市区町村
	生活保護	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない <input type="checkbox"/> 生活保護受給中	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない <input type="checkbox"/> 生活保護受給中

生活保護受給証明書も併せてご提出ください。

**確認事項2**

「令和3年7月1日時点」と「現在(記載日時点)」の保護者は、同じですか?

同じです。  
本用紙をご提出ください。  
 なお、保護者変更が生じた場合は、別途手続きが必要です。変更が生じた場合は、必ず事務室にご連絡ください。

離婚・養子縁組(再婚)・死別等により、変更がありました。  
**確認事項3** を記載してください。

**確認事項3**

保護者の変更日を記載してください。 **変更日**： 年 月 日  
※ この保護者変更について、手続きが済んでいない場合は、後日学校からお知らせします。

**(学校使用欄)** これより下は、学校で使用します。記載しないでください。

マイナンバー	審査結果 (2021.7~2022.6)	保護者変更	現時点	2022.7~
あり	認定・一時差止	なし	処理なし	届出省略
	不認定・所得制限・申請情報なし	あり	届出必要	審査結果次第
なし	認定・一時差止・不認定・所得制限・申請情報なし	-	-	申請・届出必要

学校受付日： 年 月 日

### 【住所】 提出後、すぐに確認!

事務室で使用している生徒証発行台帳等、住所が記載されているリストと同じであることを確認する。

<異なっている場合>

- ① 生徒身上事項異動届の提出を依頼する。
- ② 生徒身上事項異動届が提出されたら次の書類やシステム等の住所を変更する。
  - ・ 生徒証
  - ・ 生徒証発行台帳
  - ・ e-Shien (生徒情報の住所の修正のみ)
  - ・ 授業料徴収システム
  - ・ その他学校で使用しているリスト等

### 【確認事項1】 令和4年5月に確認!

令和4年5月中旬以降に、e-Shien上で生徒の収入状況届出の申請情報が作成されるため、e-Shienの申請情報と課税地等確認書の記載内容が一致するように確認修正を行い、「更新」を押下した上で、「提出」すること。

ただし、課税地等確認書の提出後に保護者に変更があった場合は、変更後の保護者情報が正しく表示されていなければ問題ない。

<要確認・審査等に影響する項目>

- ① 住所 (異なる場合は、マイナンバーの手引きを参照し、修正および更新処理を行う)
- ② 保護者の人数
- ③ 保護者の氏名・ふりがな
- ④ 保護者の課税地 (海外在住の場合は、備考欄の入力も必要)
- ⑤ 生保世帯は、生活保護受給証明書の発行日と生活保護の開始日を備考欄に入力

### 【確認事項2】 提出後、すぐに確認!

「同じです。」にチェックがある場合

⇒ 原則として、処理不要。

ただし、時間があれば、e-Shienの申請情報に誤りがなかったか、下記の「離婚・養子縁組(再婚)・死別等により、変更がありました。」にチェックがある場合と同様の確認を行うと、届出漏れや誤認定等がないか確認できる。

確認した結果、万が一、保護者が異なっていた場合は、届出書類の提出を依頼し、提出され次第、e-Shienで保護者等情報変更届出の処理、財務課への書類提出を行うこと。(マイナンバーの手引第6章を参照のこと)

「離婚・養子縁組(再婚)・死別等により、変更がありました。」にチェックがある場合

⇒ e-Shienの確認必要。

- 確認事項1の保護者の人数及び氏名がe-Shienの直近の申請情報と一致しているか、適用開始年月が正しいか確認!

- ★ 保護者が2名→1名となる場合：学校が届出書類を受領した翌月が適用開始年月となる
  - ★ 保護者が1名→2名/保護者が1名→1名(別人)となる場合：変更日の翌月が適用開始年月となる
- ただし、変更日が1日の場合は、当月となる

<申請情報が誤っている場合>

届出書類の提出を依頼し、提出され次第、e-Shienで保護者等情報変更届出の処理、財務課への書類提出を行うこと。保護者変更のe-Shienの処理、財務課への提出については、マイナンバー手引第6章を参照のこと。また、保護者変更があった場合は、(学校使用欄)の保護者変更ありに印を付けるなど、処理をしたことを記録すること。

<申請情報が誤っていない場合=e-Shienの処理が終わっている場合>

処理不要

- (学校使用欄)
- 次の項目に○をすると、2022.7~の区分がわかる
    - ・「保護者変更」のあり又はなし
  - 学校受付日は必ず記載すること。